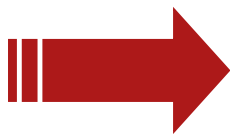




神奈川県弁護士会 総合法律相談センター (2019年度版)



弁護士による法律相談実施について



- ・自治体と弁護士会との業務委託契約に基づき、年間を通じて指定日に弁護士を派遣します。
- ・やむを得ず予定の弁護士が担当できなくなった日も、弁護士会が交替の弁護士を手配します。
- ・費用は月単位でお支払いいただくため、個々の弁護士への支払事務、源泉徴収事務の負担が軽減されます。
- ・現在、神奈川県弁護士会は県内で18か所の自治体と業務委託契約を締結しています。相談件数は合計20,767件となっています(昨年度実績)。
- ・相談者が担当弁護士に事件を依頼することを希望する場合には、相談者が弁護士会の相談センターに連絡し、同センターを経由する方式で直接受任するシステムを取っています。自治体担当者はそのような場合に直接対応する必要はなく、自治体が責任を負うことがない仕組みになっています。
- ・弁護士を派遣した弁護士会が苦情対応を行うので、自治体担当者の負担が軽減されます。
- ・当会の法律相談担当弁護士は、万一の弁護過誤に備えて、弁護士責任賠償保険に加入しております。
- ・弁護士会では、苦情対応窓口である「市民窓口」制度や、不適切な相談対応を行った担当弁護士についての不適切措置ポイント制度等を設けており、相談担当弁護士の質の確保に努めています。

委託料の例

概ね弁護士1回派遣あたり2万円～3万円程度です。

特別相談の実施例



- ・要望の多い相談について、特別相談を実施したいという場合も対応できます。

相続・遺言

女性相談

消費者被害相談

労働相談

高齢者相談

子どもの人権

犯罪被害者

外国人相談

お問い合わせはこちらへ！ TEL 045-211-7701



チケット制(相談所利用型委託相談事業)



・相談所利用型委託相談事業(いわゆる「チケット制」とは、①自治体が「法律相談チケット」を発行して法律相談を希望する市民に無料で配付する、②市民はこれを弁護士会相談センターに持参することにより、本来有料である法律相談を無料で受けることができる、③自治体は相談センターで相談に至った分のチケット数に、1枚あたりの相談委託料を乗じた金額を弁護士会に支払う、というもので、現在、福岡県や新潟県内のいくつかの自治体で実施されています。



これにより、①無料法律相談を受けたいという市民の自治体に対するニーズに的確に応えられる、②自治体は相談予約受付業務を行う人員を配置したり、相談室を常設したりする必要がなくなり、コスト削減が実現できる、③弁護士会としても相談件数増加を見込むことができ、市民に対して弁護士による法的サービスをより一層提供できるようになるというメリットがあります。自治体と弁護士会が業務委託契約を締結することで、将来的にはこのチケット制を導入できるようになります。

イベントや講演会に弁護士を派遣します



必要に応じて開催される講演会のテーマにあわせて、弁護士を派遣します。あわせて法律相談の実施も可能です。

派遣費用(目安)

講演会講師

10,000円~20,000円/1時間

県内8か所の法律相談センター



神奈川県弁護士会は、県内8か所(横浜市(3か所)、川崎市・小田原市・相模原市・横須賀市・海老名市(各1か所))に法律相談センターを設置して、法律相談業務を運営しています。



神奈川県弁護士会

検索



<http://www.kanaben.or.jp>